

## 平成30年度第2回奈良県自立支援協議会全体会議事録（要旨抜粋）

日時：平成31年3月12日（火）  
9：30～11：30

場所：奈良県立文化会館会議室3

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題等
  - ① 奈良県障害者計画の改定について
  - ② 各部会等からの報告事項
  - ③ 特別部会の設置について
  - ④ その他意見交換等
4. 閉会

### ○協議会出席者

#### <出席委員>

小西会長、岡本委員、田ノ岡委員、李委員、山本委員、中舎委員、村上委員、大前委員、木村委員、高野委員、大久保委員、井上委員

#### <事務局>

##### 障害福祉課

石原課長、田中課長補佐、島岡課長補佐、秋山係長、扇殿係長、吉川係長 乾係長、落合係長  
岩下主査

##### 保健予防課

村田補佐

### ○議題① 奈良県障害者計画の改定について

#### 【事務局 石原課長】

- ・現奈良県障害者計画は、障害者基本法に基づく「都道府県障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」を一体的に策定したものである。
- ・現計画は、平成27年度～平成31年度までの5カ年計画であり、来年度が最終年度となるため、来年度、次期奈良県障害者計画の策定に向けた計画改定作業を行っていく。
- ・次期計画については、「都道府県障害者計画」と「都道府県障害福祉計画」に加え、児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に作成する位置付けとなる。
- ・国の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」が3カ年計画となっているので、今後の計画期間を合わせるため、次期計画については、計画期間を平成32年度～平成35年度までの4カ年とし、その次の計画期間を平成36年度～平成41年度までの6カ年とする。
- ・計画の改定に当たっては、計画の進捗状況の整理を行うとともに、現計画の達成度と満足度を障害者団体等への意見聴取、アンケート調査を行い評価する。
- ・また、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい条例」「奈良県手話言語条例」の取組推進等を反映させる。
- ・「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を明確に位置付ける。
- ・策定プロセスとしては、平成30年度から平成31年度上半期にかけて現状把握と施策検討を行い、国の障害者基本計画との整合を図りつつ、県独自の項目も設定し、平成31年末には、パブコメを行い、平成32年4月1日施行とする。
- ・計画の検討体制としては、庁内に奈良県障害者政策推進本部を設けているほか、また、関係各課室にまたがる庁内連絡会議を設置する。
- ・計画改定のスケジュールについては、6月に素案の作成となっているため、事前の施策推進協議

会において素案を諮りたい。

- ・11月までに計画案の修正を行い、1月にパブコメを実施する予定。
- ・また、スケジュールに記載のほか、奈良県自立支援協議会、市町村主管課長会議にて意見交換等を実施する予定。

#### 【小西会長】

- ・計画における数値目標等は、実施期間中に変更できるなど、柔軟な対応をしていただきたい。
- ・市町村における計画は一般に周知されていないことが多い。
- ・すべての人に見ていただけるような周知等をお願いしたい。

#### 【大久保委員】

- ・県の計画があっても市町村は市町村で独自に動いており、連携ができていないケースがある。
- ・市町村自立支援協議会等で説明等するだけでは、各市町村で温度差がある。
- ・周知徹底をお願いしたい。

#### 【小西会長】

- ・即動けるような計画にさせていただけるよう、検討をお願いしたい。

### ○議題② 各部会報告

#### 〔生活部会（被災地障害者支援ワーキング）〕

##### 【田ノ岡委員】

- ・「障害ある方を中心とした機能する福祉避難所マニュアル」の作成を取組課題として活動
- ・宝塚市民生児童員の方から県ホームページを見て、被災地ワーキングチームのことを教えてほしいと依頼があり、講演を行った。
- ・昨年、県内で大雨警報により避難された地域の市町村福祉避難所担当者、障害福祉サービス事業者を対象にアンケート調査を行った。
- ・当該アンケート結果を踏まえた学習会「洪水から障害者をどう守るか」を行った。
- ・各市町村において福祉避難所マニュアルができてきたこともあり、被災地障害者支援ワーキングチームについては、一旦、活動終了とする。

##### 【小西会長】

- ・アンケート調査の結果等は各市町村の自立支援協議会に配布できているか。

##### 【木村委員】

- ・これから配布する予定である。

#### 〔療育・教育部会〕

##### 【岡本委員】

- ・平成30年度当初の取組課題に基づいて活動を行った。
- ・県内児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所向けに「児童発達支援のあり方と児童発達支援センターの役割」について研修会を行った。
- ・研修会には100名程度参加し、予想を上回る人数であった。
- ・新規の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスが増えたこともあり、改めて支援とは何かを伝える研修とした。
- ・エリアごとの研修会については、今年度は奈良東養護学校校区を中心とするエリアの放課後等デイサービス事業所との情報交換会を行った。
- ・30名ほどが参加したが、1事業所から複数名参加いただいているため、エリア内の事業所数と比べると参加者は少ない。
- ・平成31年度以降の取組課題として、障害児支援のネットワーク構築があるが、研修会へ参加しない事業所が多く、市町村の自立支援協議会にも関わらない事業所もある。

- ・放課後等デイサービスは多様な運営状況もあることから、相談支援事業所も交えたネットワークの構築が必要。
- ・各市町村の自立支援協議会が障害児支援のあり方をどう考えているか調査する必要がある。
- ・来年度の研修会は、児童発達支援、放課後等デイサービスを分けて具体的な支援のあり方を研修する方向で検討。制度改正等により、事業内容が問われることとなり、現場の支援者の意識向上が必須である。
- ・エリアごとの研修会については、来年度、二階堂養護学校校区での実施を検討。

#### 【小西会長】

- ・支援の質や市町村の考え方など療育・教育部会の報告書に現状の課題がすべて集約されている。
- ・サービス提供＝支援という風潮がある。
- ・療育・教育部会だけでなく、全体のテーマとして考えていかなければならない。

#### 〔人材育成部会〕

##### 【大前委員】

- ・平成30年度に「相談支援初任・現任者研修」が改定される予定であったため、改定を見据えた相談支援ワーキングチームを立ち上げ活動してきたが、改定が平成31年度に見送りとなった。次年度改定に向けて継続的に検討を行う。
- ・平成31年度から「サービス管理責任者研修」が新カリキュラムになるため、今後、研修内容の見直し、新カリキュラムに沿ったプログラムの組立てに取り組む。
- ・4～5年前から人材育成ビジョンの必要性を検討してきたが時間を確保できず作成できていなかった。
- ・近年、異業種参入もあり、新規の事業所でサービス提供＝支援といったような、さまざまな考え方のもと支援を行う事業所が増えたこともあり、部会としてビジョン作成の必要性を感じている。
- ・来年度はビジョンの作成に時間を割いていきたい。

##### 【小西会長】

- ・支援の質が問われている。
- ・サービス等利用計画、個別支援計画、ケース記録の整合性が図られていないケースもある。
- ・研修に参加すれば資格が取得できるということで、参加されているが、研修会参加者が本当に支援スキルが上がっているのかは疑問である。

#### 〔就労・教育部会〕

##### 【村上委員】

- ・「就労継続支援A型事業所フォローアップ報告会」を行い、県内のA型事業所への訪問の報告や就労継続支援A型の事業についての説明を実施した。
- ・「就労継続支援A型事業所フォローアップ研修会」を行い、滋賀県における取組について講演を行った。
- ・滋賀県の自立支援協議会では、新規の就労継続支援A型事業所を見学に行き、法人の支援方針や考え方の聞き取りを行うとともに、地域の取組方針や本来の支援の在り方を説明しているとのこと。
- ・「悪しきA型」を生まないために、本来の支援とは何かを伝える活動をし、支援内容を改善させるとともに地域のネットワークにも参加してもらえよう働きかけているとのこと。
- ・今後も就労継続支援A型事業所を含めた就労支援をテーマとした研修会を行う。
- ・研修会に北和地域の事業所がほとんど参加しておらず、開催場所等の見直しを検討し参加を促したい。
- ・今年度訪問できていない新規のA型事業所を引き続き訪問するとともに、支援の質をみんなで考えるきっかけとしていきたい。

### 【小西会長】

- ・いろいろな課題が出たと思う。
- ・研修に参加してほしい人に参加してもらえないことや、いろいろな研修を行っているがそれが本当に現場にフィードバックできているのかということ。
- ・良い事業所と悪い事業所を分けるのが目的ではなく、できていないところをどうサポートしていくかというのも部会として考えていかなければならないということかと思う。

### 〔生活部会（医療ワーキングチーム）〕

#### 【小西会長】

- ・今年度は月1回程度検討会議を行い、パンフレットの枠組、内容の検討を行った。
- ・パンフレットの内容検討については協議会の中で終わらせず、医師会・歯科医師会、地域自立支援協議会を巻き込んで事例を追記してもらおう等、関係機関を巻き込んでいく。
- ・今後、3月にパンフレットのサンプルを作成し、地域自立支援協議会や医師会・歯科医師会への説明を行う。
- ・2年かけていい形を作っていきたい。

### ○議題③ 特別部会の設置について

#### 〔要綱改正について〕

#### 【田中課長補佐】

- ・特別部会の設置にあたり、奈良県自立支援協議会設置要綱の改正を行う。
- ・第7条に特別部会の設置を規定し、平成31年4月1日を施行日とする。

#### 〔特別部会の概要について〕

#### 【島岡課長補佐】

- ・特別部会『（仮称）医療的ケア児等支援のための「協議の場」』の設置に係る背景等として、全国的な医療的ケア児の増加、児童福祉法改正による医療的ケア児の支援の努力義務化、国通知による医療的ケア児の「協議の場」の設置、「コーディネーター」の育成等の依頼がある。
- ・現状と課題として、医療と福祉の双方に精通した調整役を担える人材に限られていること、相談支援事業所において、医療的ケア児の障害特性に対応できず、保護者が自らサービス等利用計画を作成したり、調整を行っていること等があり、保護者の負担を軽減、医療機関でのレスパイト支援の推進とともに、福祉と医療の両面からサービスや支援を総合調整する人材の育成確保が急務である。
- ・資料⑦-2の図において、黄緑色の枠は各地域、オレンジ色は入所施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、病院・診療所等のネットワーク、赤色は県の役割を示している。
- ・「協議の場」の委員については、別添名簿のとおり。
- ・「協議の場」とは別に別添名簿のとおり北和と中南和に分けてワーキングを作る予定で、今後は、職種別、テーマ別にもワーキングを作っていく予定。

#### 【小西会長】

- ・要綱改正について、各委員に御承認いただきたい。

#### 【各委員】

（異議無し。）

#### 【田ノ岡委員】

- ・コーディネーターとはどのような職種の方が就任するのか。

#### 【島岡課長補佐】

- ・相談支援事業所の相談員の方に就任していただく。

**【高野委員】**

- ・市町村ごとにコーディネーターを設置するのか。

**【島岡課長補佐】**

- ・福祉圏域ごとの設置を想定している。

**【高野委員】**

- ・医療機関でのレスパイト支援について、受け入れしてくれる施設数は増えてきているが、利用状況の実態や、付き添いが必要等の受入れ体制の実態はどうなのか。

**【島岡課長補佐】**

- ・医療型短期入所は、現在、県内に 7 か所ある。施設数とともに利用者数も増えていくような取り組みも必要であるため、今後実態把握していきたい。

**【村上委員】**

- ・北和のワーキングに東和圏域マネージャーがメンバーとして入っているが、中南和のワーキングにのほうに東和圏域の事業所が多く入っているため、ワーキングの活動を有意義なものにするためには、メンバー構成を変えたほうがいいのでは。

**【島岡課長補佐】**

- ・第一回のワーキング開催が決定している。今から調整できるか相談する。

**【大前委員】**

- ・テーマ別ワーキングで必要に応じて変えていくやり方もあるのでは。

**【島岡課長補佐】**

- ・今後のワーキングについては、皆様からいただいたご意見を反映していきたい。

**【大前委員】**

- ・市町村でも協議の場を設置となっているが、西和 7 町では、各町で協議の場を持ちつつ、7 町全体での協議の場の設置もすでに動き出しているが、コーディネーターはその協議の場には入らないことになると思われるが、その場合、県と市町村の連携というのはどのように図っていくのか。

**【島岡課長補佐】**

- ・各市町村で協議の場が作れるか、どういった連携が図れるかを今後ワーキングで検討していきたい。

**【高野委員】**

- ・「協議の場」について、このメンバーで一つの方向性を出していくのは大変なのでは。
- ・医療ネットワーク会議において、全体的な方向性をなかなか出せなかったという前例がある。
- ・より実効性の高い形にしていかなければならないと思うがどうお考えか。

**【石原課長】**

- ・実効性のあるワーキングで実務レベルの意見調整を行い、ある程度の方向性を決めた上で「協議の場」で諮るといいう形にしていきたい。
- ・自立支援協議会の中に特別部会として設置し、福祉を中心に医療的ケア児等の支援を進めていきたい。

○意見交換

**【大前委員】**

- ・研修の実施を通して、ここ数年で感じていることを意見交換として挙げさせていただきたい。
- ・研修を受けなければならないから仕方なく来ているような人が多く、研修を受講するにあたっての受講者の意識に格差がある。
- ・研修受講者から、障害特性などの基礎的な部分を研修で実施してほしい等、相談支援研修やサービス管理責任者等研修に対して、基礎中の基礎を求めてくる人が多くなってきていると感じている。
- ・法定研修については、国のカリキュラムが示されているため、基礎的な講義を入れる時間的余裕はないのが現状。
- ・講義内容を工夫して重要なことはしっかりと伝えられるようにと部会でも検討を重ねているが、研修だけでは、年々、質の向上が難しい状態となってきた。
- ・支援の質にかかる問題について、各部会で感じておられること、ご意見等をお聞かせいただきたい。
- ・人材育成部会において作成を予定している人材育成ビジョンの参考にもさせていただきたい。

#### 【小西会長】

- ・各部会においても支援の質に懸念を持たれているのは事実であると思う。
- ・同じ税金を投入しているならサービスの質は同じであるべき。
- ・どこの事業所は良い、悪いを線引きするのではなく、良いところのやり方は拡散させ、悪いところは質の向上を図るような取り組みをしていかなければならない。
- ・協議会として何ができるかを検討していきたい。

#### 【田ノ岡委員】

- ・相談支援研修やサービス管理責任者等研修の受講者は5～10年の現場経験があるにも関わらず、基礎的な研修を実施してほしいなどともない。
- ・支援の質の低下については、全国的な話であると思う。

#### 【木村委員】

- ・現在は、福祉の勉強をしてから働き始める人が極めて少数であり、新規事業者も福祉の勉強をせずに事業を立ち上げている。
- ・基礎的な知識の習得については各事業所に任せている状態であり、規模の大きい法人なら事業所内研修等を実施している例もあるが、新規の小さい法人ではそれができない。
- ・知的障害者施設協会が実施している新人研修会などにも積極的に参加すべき。

#### 【岡本委員】

- ・事業所の指定は書類が整っていれば受けることができるが、どのような支援を行う事業計画となっているかを確認することが大切である。
- ・障害児のサービスについては、保育士資格が無くても支援に入ることができ、虐待まがいの支援をしている実態もある。
- ・新規事業所の現場へ実際に行って、福祉的な支援とは何かを教授できる人材が必要。
- ・サービス管理責任者等研修とは別立てで基礎的な研修が必要では。

#### 【田ノ岡委員】

- ・事業所が立ち上がってからは支援に時間を取られて研修に参加できないのでは。
- ・事業所指定の条件に県独自の条件として、研修会への参加を入れることはできないか。

#### 【大久保委員】

- ・昔の事業者は福祉の心を持ってボランティア精神で事業所運営を行ってきたが、今は報酬目当ての事業者も多い。
- ・指定の条件とするのであれば、今すでに指定を受けている事業者はどうするのか、どこの事業者も人材不足で参加させられないといった問題もある。
- ・研修を実施しても参加してほしい事業所は参加しない。

- ・来年度から実施されるサービス管理責任者の更新研修は、事業者は必ず受けないといけない。これはある意味チャンスである。この機会に質の向上に係る研修時間を確保することはできないか。

#### 【李委員】

- ・現場の立場としては研修にはできるだけ参加してもらいたいが、一度に複数人を参加させることは難しい。
- ・事業所によって参加しやすい時間帯も異なるため、日程や時間帯を分けて同じ研修を複数回実施すれば、参加してもらいやすいかもしれない。

#### 【岡本委員】

- ・児童の多機能型事業所は午前には児童発達支援、午後に放課後等デイサービスを行っており、終日支援に入っているため研修に参加しにくい実態はあるが、向上心があるなら事業所を閉鎖して減収覚悟で参加するぐらいの事業所の気持ちも必要である。
- ・サービス管理責任者等研修に参加している人でさえ、講義を聞いていない、グループワークに積極的に参加しないなど意識の低い状態である。
- ・事業所の指定条件として研修の受講を入れることは必要だと思うが、県独自でそれを実施するのは難しい。
- ・強制的に受講させられるような研修をどこで設けられるかは検討が必要。

#### 【大久保委員】

- ・奈良県だけでなく、恐らく他府県も状況は同じである。県独自では難しいのであれば国への要望もしていくべき。

#### 【岡本委員】

- ・誰かが声を上げていかなければ、変えていくことはできない。
- ・私たちだけでなく行政を含めて今後の人材育成のことを考えていかないと、これからますます現場に支援のことを何も理解していない人が増えてくる。
- ・そういった人々をどのように育成していくかを事業所が考えないと障害者が不利益を被ることになる。
- ・細かい支援の仕方を教えられるサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が必要であり、その上に立つ管理者は事業所の在り方を見据えた上で研修会に参加してもらわないといけない。

#### 【小西委員】

- ・研修会に参加しなければ、次のステップに進めないといったような仕組みづくりから考えていかなければならない。
- ・事業所間で職員交流を行って、お互いの事業所の良い部分を持ち帰り支援に反映させるような、現場を動かしながらできる研修というのも可能性としてあるのかもしれない。
- ・いろいろな可能性を検討していかなければならない。
- ・今後、各部会が出た意見を、どんどん人材育成部会のほうへフィードバックしていただきたい。

#### ○その他

##### 【村上委員】

- ・地域生活支援拠点の件で、ご報告をさせていただきたい。
- ・東和圏域の市町村で地域生活支援拠点の検討状況に関する話し合いを行った。
- ・行政として市町村単位で検討するには限界があり、今後、県を巻き込んでいろいろなアドバイスをもらいながら、それぞれの地域でどんな拠点を整備できるか検討していきたいといった意見が出た。
- ・圏域単位で前向きな話し合いができるようになってきたことについて、他の圏域等でも同じような取り組みができればと思い報告させていただいた。